

参考資料集

千代田区コミュニティ振興課

平成 25 年 11 月 25 日

目次

1	これまでの経過（詳細）	2
2	三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書及び署名	4
3	住居表示検討懇談会 中間答申	6
4	「住所変更したくない」人の署名	9
5	三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査報告書	10
6	三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情	22
7	「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書	24
8	町名変更に関する手続について（主なもの）	31
	(1) 住民票や戸籍等に関すること	31
	(2) 障害をお持ちの方に関すること	31
	(3) 年金に関すること	32
	(4) 公的保険に関すること	32
	(5) 子どもに関すること	32
	(6) 自動車等に関すること	33
	(7) 事業所に関すること	33
	(8) 不動産登記に関すること	35
	(9) 法人登記に関すること	35
	(10) 学校法人に関すること	36
	(11) NPO法人に関すること	36
	(12) 宗教法人に関すること	36
	(13) 政治団体に関すること	37
	(14) その他（主な手続き）	37
9	関連法令	38
	(1) 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日制定）抜粋	38
	(2) 住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日制定）	38
	(3) 千代田区住居表示審議会条例（昭和 37 年 12 月 4 日制定）	41
	(4) 千代田区住居表示審議会条例施行規則（昭和 38 年 1 月 21 日制定）	42

1 これまでの経過（詳細）

日付	出来事
中世	・ 神田橋御門周辺を神田と呼称としていた。
江戸時代	・ 現在の神田地区の東半分に当たる地域を神田と呼称していた。
M 5	・ 町名起立 ・ 地租賦課の前提となる地積と所有者の確定のための調査が行われ、すべての土地に町名・地番が振り当てられる。 三崎町一～三丁目・猿楽町一～三丁目・裏猿楽町
M11/11	・ 郡区町村編成法実施に伴い、旧江戸市中に 15 区の設置。 ・ 千代田区の前身である神田区・麴町区の発足 神田区 三崎町一～三丁目・猿楽町一～三丁目・裏猿楽町
T 12	・ 関東大震災
S 8・9	・ 震災復興として区画整理を実施し、町名も変更される。 神田区 三崎町一～二丁目・猿楽町一～二丁目
S 22/3/15	・ 神田区と麴町区が統合し、千代田区発足 千代田区 神田三崎町一～二丁目・神田猿楽町一～二丁目
S 37/5/10	・ 住居表示に関する法律制定
S 38/7/30	・ 街区方式による住居表示の実施基準制定
S 38/8/12	・ 第 1 回千代田区住居表示審議会開催
S 39/6/5	・ 第 5 回千代田区住居表示審議会において「神田〇〇町は不採用とする」旨確認
S 40/11/22	・ 第 9 回千代田区住居表示審議会において「神田〇丁目は不採用とする」旨、再確認
S 41/8/29	・ 第 11 回千代田区住居表示審議会において「神田冠称の不採用」を再確認
S 42/4/1	・ 神田三崎町について住居表示が実施される 千代田区 三崎町一～三丁目
S 43/8/15	・ 第 17 回千代田区住居表示審議会において「神田冠称の不採用」を再々確認
S 44/4/1	・ 神田猿楽町について住居表示が実施される。 千代田区 猿楽町一～二丁目
}	・ 以降、現在まで 千代田区 三崎町・猿楽町 の時期が続く
S 60/6/14	・ 住居表示に関する法律改正により、第 9 条の二「旧町名等の継承」追記
H16/11/15	・ 神保町地区町会連合会会長から、区長・議長に対し「三崎町及び猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書」及び署名提出

日付	出来事
H18/ 3 /15	・ 住居表示検討懇談会開催
H19/ 8 / 1	・ 住居表検討示懇談会より区長に対し中間答申を提出
H19/12/19	・ 神田冠称に反対する住民・事業所の方から、区民商工課に対し「住所変更したくない人の署名」提出
H22 9月～11月	・ 地域内主要事業所意向調査を実施
H23/10/31	・ 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する地域懇談会を開催
H24/ 2	・ 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査を実施
H25/ 4 /30	・ 「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会より、議長に対し、「三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情」提出
H25/10/17	・ 三崎町一丁目町会長他より、区長に対し、『神田冠称復活』の早期実現を求める要望書」提出。

2 三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書及び署名

三崎町並びに猿楽町の住居表示における 神田の冠称復活に関する要望書

石川区長におかれましては、日頃より区政の発展、区民サービスの向上にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、神保町地区町会連合会12町会のうち、三崎町一丁目町会、三崎町町会、猿楽町町会の3町会地域は、昭和37年に施行された住居表示に関する法律に基づく住居表示によって愛着ある「神田」の名称を失いました。

住居表示は、明治以来使用してきた地番制度にさまざまな問題を生じてきたことから、欧米のハウスナンバー制に準拠した街区方式により、分かりやすい住居表示の制度として導入実施された、と言われています。しかし、利便性や効率性を中心に進められた結果、当町会連合会地域に限らず、区内のいくつかの地域の住所から神田の名称や歴史ある町名が無くなりました。

とりわけ、三崎町地域に関しては新町名が別の町名になることに反対して、三崎町の名称は残りましたが、残念ながら「神田」の名称は返ってきませんでした。

その後、「神田」の冠が無くなったことにより、住民・企業がさまざまな不便、不利益を蒙っていることも事実です。

当該町会員は、長年親しんできた神田という名称に人一倍強い愛着を持ち、かねてより神田復活を強く望んでいましたが、昨年の江戸開府400年記念事業を機にその思いはさらに募り、この度、神田復活のお願いをいたすことになりました。

旧町名復活には、経費面を中心に住民はもとより、企業、官公署等、社会全般にいくらかの影響を及ぼすものと予想されますが、地域の歴史あるいは文化そのものである神田の復活による住民の矜持、地域の町おこし、地域の活性化、知名度の更なる向上等々、そのメリットには図り知れないものがあります。

つきましては、神保町地区町会連合会の総意をもって3町会地域の町名に「神田」を復活させていただくようお願い申し上げます。

平成16年11月15日

千代田区長 石川雅己殿



神保町地区町会連合会会長

三崎町並びに猿楽町の住居表示における旧町名復活に関する要望
書及び署名の提出について

1. 要望活動日時

平成16年11月15日(月)午後3時 区長応接室

＊区長要望終了後、議長に要望

2. 要望の趣旨

別添要望書(写)のとおり

3. 要望先

千代田区長

千代田区議会議長

4. 要望者

神保町地区町会連合会(町会連合会の総意として要望する)
(要望活動出席者)

- ・神保町地区町会連合会会長(三崎町町会長)
- ・三崎町一丁目町会長
- ・猿楽町町会長



5. 署名

(1) 収集期間 平成16年9月～10月の間

(2) 署名数 1,099名 (各町会の内訳)

三崎町町会	523名(内企業84社)
三崎町一丁目町会	123名(内企業2社)
猿楽町町会	453名(内企業15社)

3 住居表示検討懇談会 中間答申

平成 19 年 8 月 1 日

千代田区長 石川 雅己殿

千代田区住居表示検討懇談会
座長 小西 徳應

千代田区の住居表示について（中間答申）

住居表示制度の実施以来 40 数年が経過し、新しい町の名称が定着するとともに郵便等宅配事情の改善や建物の所在地確認が容易になるなど住民生活の利便性は格段に向上してきました。しかしながら、一定の地域住民から「神田冠称復活」の要望書が提出されるなど、近年、歴史的な文化遺産である旧町名に対する区民の関心が高まっています。

本懇談会は、昨年 3 月、貴職から千代田区の住居表示を巡る諸課題について諮問を受け、住居表示の実施経過及び住居表示にともなう区民生活や企業活動への影響など、幅広い観点から検討を行ってまいりました。

今般、諸課題のうち神田冠称問題について当懇談会として一定の方向性をとりまとめましたので、中間答申をいたします。

はじめに

「住居表示に関する法律」が昭和 37 年 5 月、「合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉を増進すること」を目的として施行され、全国の自治体において住居表示が行われました。

千代田区においても、昭和 39 年 12 月の外神田地域から順次各地域で住居表示が実施されてきましたが、昭和 55 年 1 月の紀尾井町以降は行われておらず、実施率は本区の総面積の 74.05 パーセントにとどまっています。

また、この間住居表示による新しい町名が定着する一方、江戸開府 400 年を契機として、江戸以来の由緒ある町の名称の文化的な価値を見直す気運が高まり、平成 16 年 11 月には三崎町、猿楽町の「神田冠称」の復活について、地域住民多数の署名を添えて区長及び区議会議長あて要望書が提出されています。

当懇談会は、昨年 3 月、住居表示に関する諸課題に関し、千代田区長から諮問を受け、住居表示に関する課題の整理とその取り扱いについて議論を重ねてまいりました。その結果、今般、課題の一部について方向性を取りまとめたので以下のとおり答申します。

1 諮問事項及び諮問事項の現状と課題

(1) 住居表示未実施地区について

本区は、区内全域を対象に住居表示を進めてきましたが、25%ほどが未実施となっています。その理由として、昭和初期と戦後に行われた区画整理により、本区の町の区域や番地が一定の整理がされていること、あるいは昭和43年から導入された郵便番号制により、区民や企業等が大きな不便を感じていないことなどにより、区も積極的に取り組んでこなかったものと考えられます。

しかし、実施地区と未実施地区が混在している現状を踏まえ、住居表示を取り巻く状況の変化を勘案しつつ、未実施地区の取り扱いについて検討する必要があります。

(2) 旧町名の復活について

住居表示を実施した地域においては、新しい町名が定着する一方、旧町名に対する区民の関心が高まっています。千代田区の住居表示は、「千代田区住居表示整備実施基準」に基づいて、いくつかの町を統合するなど、適正な町の規模や境界を定めてきました。

旧町名を復活するには、こうして統合された町域を再び細分化する作業が生じますが、地域住民からの要望があれば具体的な取り組みに着手する必要があります。そのため、旧町名復活により生じる区民生活や企業活動における影響を十分調査、検討する必要があります。

(3) 神田冠称の取り扱いについて

住居表示の実施にあたり、区長の諮問機関である「住居表示審議会」は、「神田〇丁目」あるいは「神田〇〇町」という町名を使わないという方針を決定しました。その結果、住居表示を実施した地域における神田冠称使用は一切ありません。

しかし、区民は「神田」という地名に対して強い誇りと愛着を持っており、平成16年11月には三崎町、猿楽町の「神田冠称」の復活について、住民多数の署名を添えて要望書が提出されています。

「神田冠称」は、町域の変更をとまなわないため、比較的に社会的影響が少なく、実施までに一定の猶予期間を設けることにより企業等のコスト負担も最小限に抑えられるものと考えられます。

(4) 大規模再開発について

区画整理をとまなう大規模な再開発によって、道路の付け替えや拡張等が行われ、町の形状が一変した地域が誕生しています。このような街づくりの進展の過程で生じる町の区域や町名問題について検討する必要があります。

2 懇談会の答申内容

当懇談会は、諮問事項全般について委員相互の意見交換や議論を行いました。その結果、(1)町域の変更がない。(2)現在の町名に神田を冠する町名変更にとどまり社会的混乱も少ないと予想される。

(3)町会が主体的に署名活動を行い、多数の住民の合意が得られていることを踏まえ、三崎町及び猿樂町の神田冠称については、実施に向けて取り組むことが望ましいと答申いたします。

ただし、神田冠称については、町名変更により経費負担や実務的負担がともなう当該地域の企業の理解を得るよう、区と地域住民が協力して働きかけを行うことが肝要です。また、他の地域住民の感情に配慮しながら、進めていく必要があります。

おわりに

今回の中間答申は、地域住民から具体的な要望があり、社会的混乱が少ない「神田冠称問題」の実施に向けての取り扱い方針を示しましたが、その実現に向けては千代田区全体の問題としてとらえて進める必要があります。

懇談会は、区が地域住民や企業と連携・協働してこの課題に取り組み、神田冠称復活が実現されることを願ってやみません。

なお、その他の課題については、地域住民の意向把握、社会的影響、他自治体の動向等の情報収集を行いつつ、引き続き検討してまいります。

4 「住所変更したくない」人の署名

千代田区区民生活部
区民商工課地域振興係
御中

2007年12月19日

[Redacted signature block]

「住所変更したくない」人の署名の件

別紙の通り、住所変更したく無い方々から、頂いた署名を持参しましたので、どうぞ宜しくお計らい頂きますようお願い致します。

なお、本日現在、「住所変更したくない」方の署名集計数は、

猿楽町……	980 名	}	1,481名になりました。
三崎町……	492 名		
神保町……	4 名		
西神田……	2 名		
その他……	3 名		

(以上)

三崎町・猿楽町の神田冠称に関する
住民意向調査
報 告 書

平成 24 年 3 月
千 代 田 区

I 調査の概要

1 調査の目的

三崎町・猿楽町に居住する 20 歳以上の者に対し、神田冠称に関する地域の住民の意向を量的に把握するための調査を行うものとする。

2 調査の方法

- (1) 調査地域 千代田区三崎町・猿楽町
- (2) 調査対象 三崎町・猿楽町に居住する 20 歳以上の者
- (3) 対象者数 1,378 人
- (4) 調査方法 郵送法（郵送配布－郵送回収）
- (5) 調査時期 平成 24 年 2 月 15 日（水）～2 月 27 日（月）
- (6) 調査機関 株式会社エスピー研

3 回収結果

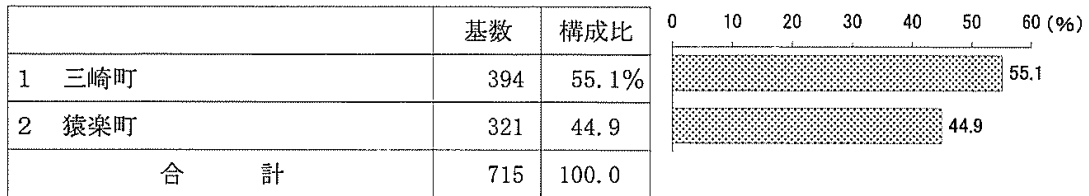
	対象者	有効回収数	回収率(%)
合 計	1,378	715	51.9

4 報告書の見方

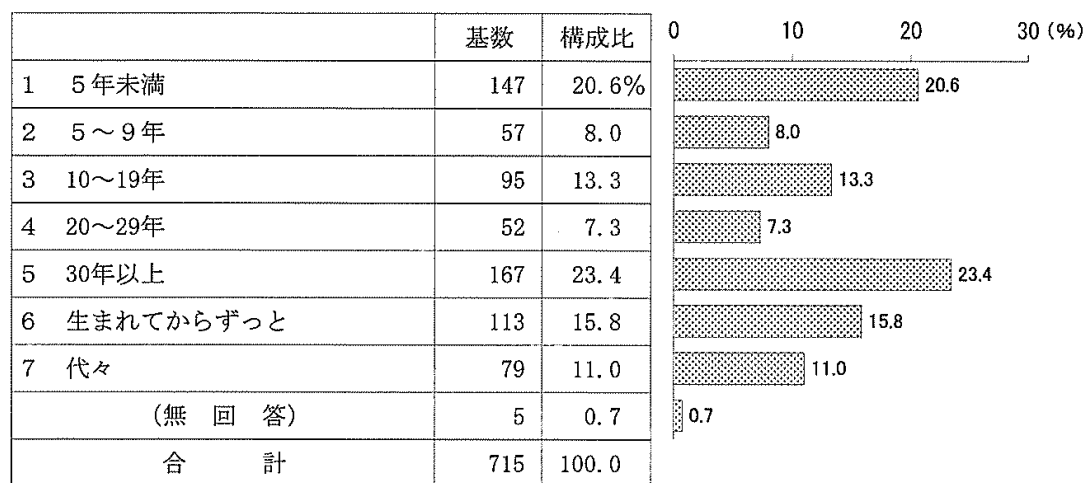
- ①この報告書の設問および図表中の n とは、設問に対する回答者数で、比率算出の基数を示す。
- ②回答の比率（%）は n を基数として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位までを示した。したがって、合計が 100%にならない場合がある。
- ③本文中で、百分率の比較をする際には、ポイントと表記している。

5 回答者の属性

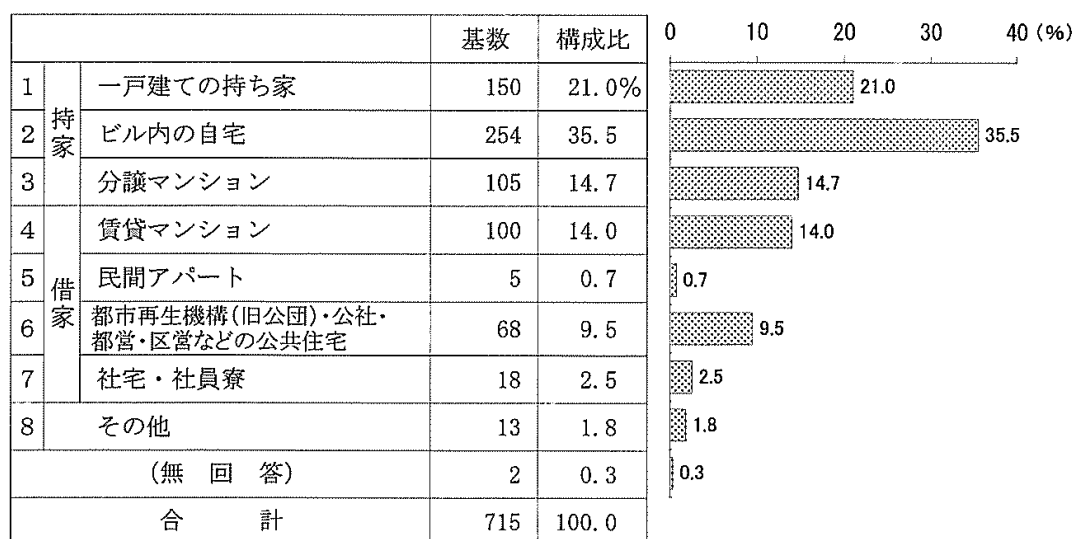
(1) 居住地区



(2) 居住年数



(3) 住居形態



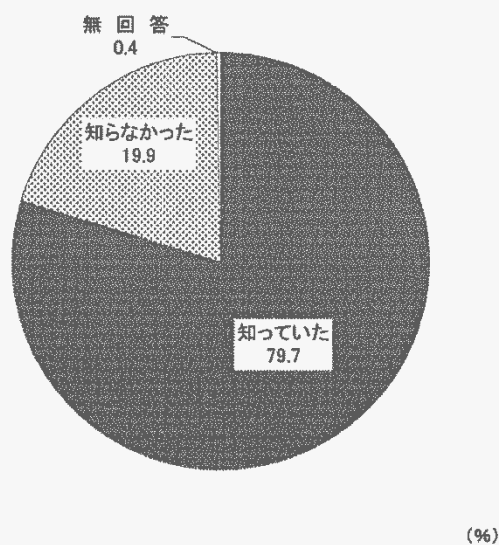
Ⅱ 調査の結果

(1) 神田冠称の認知度

◇「知っていた」が約8割

問1 神田冠称について、知っていましたか。(○は1つだけ)

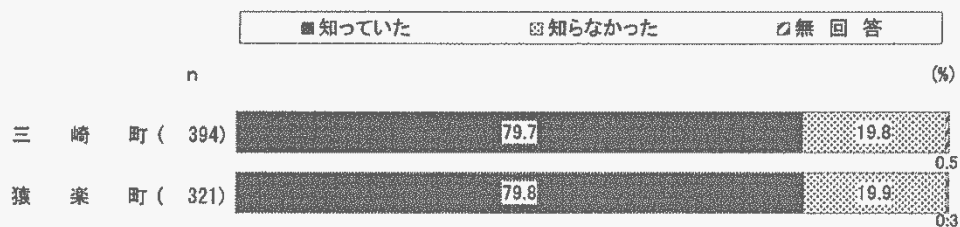
図表 1-1-1 神田冠称の認知度



神田冠称について、知っていたかを聞いたところ、「知っていた」(79.7%)が約8割、「知らなかった」(19.9%)は約2割となっている。(図表1-1-1)

居住地区別でみると、違いはみられない。(図表1-1-2)

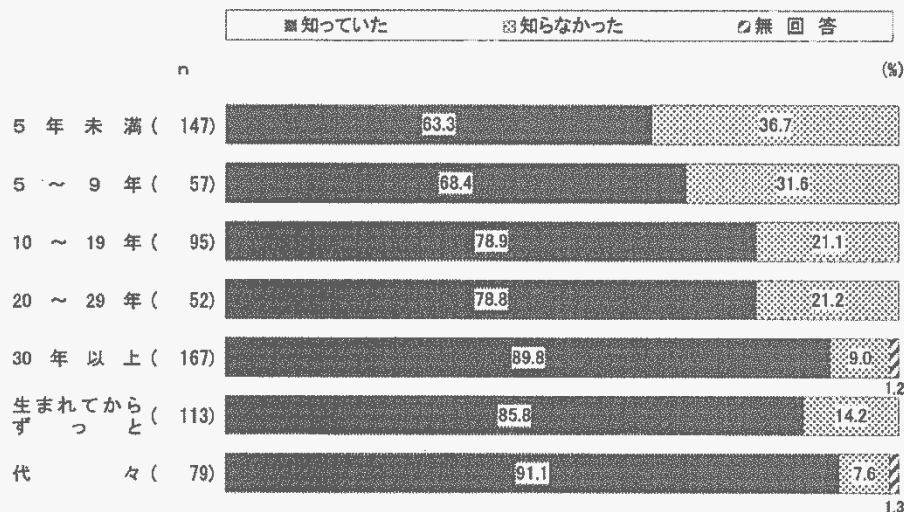
図表 1-1-2 神田冠称の認知度—居住地区別



居住年数別でみると、おおむね居住年数が長いほど認知度は高く、「知っていた」は“代々”（91.1%）で9割を超え、“30年以上”（89.8%）で約9割と高くなっている。

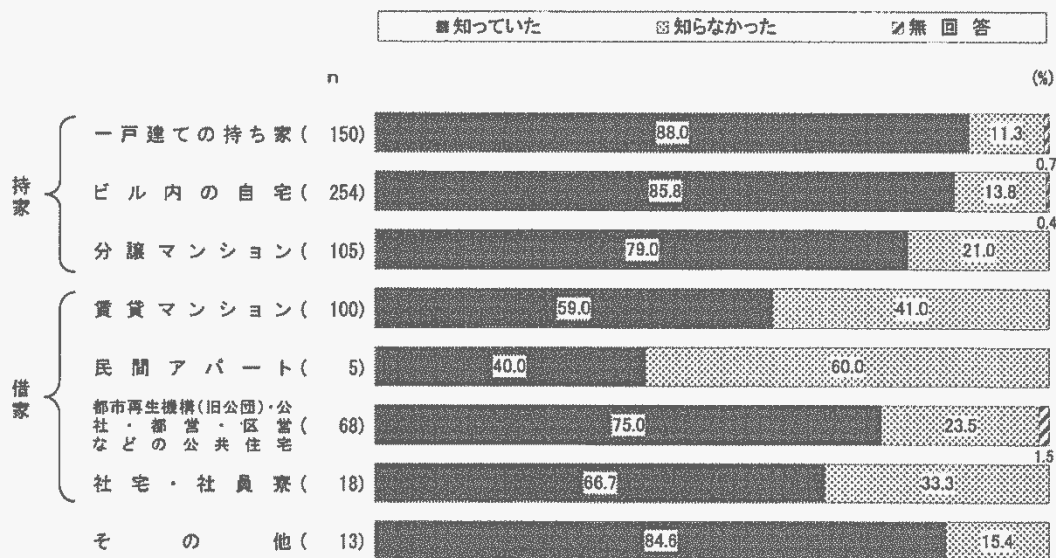
（図表1-1-3）

図表1-1-3 神田冠称の認知度－居住年数別



住居形態別でみると、「知っていた」は“一戸建ての持ち家”（88.0%）と“ビル内の自宅”（85.8%）で8割台と高くなっている。一方、“賃貸マンション”（59.0%）は約6割となっており、『借家』よりも『持家』の方が高くなっている。（図表1-1-4）

図表1-1-4 神田冠称の認知度－住居形態別

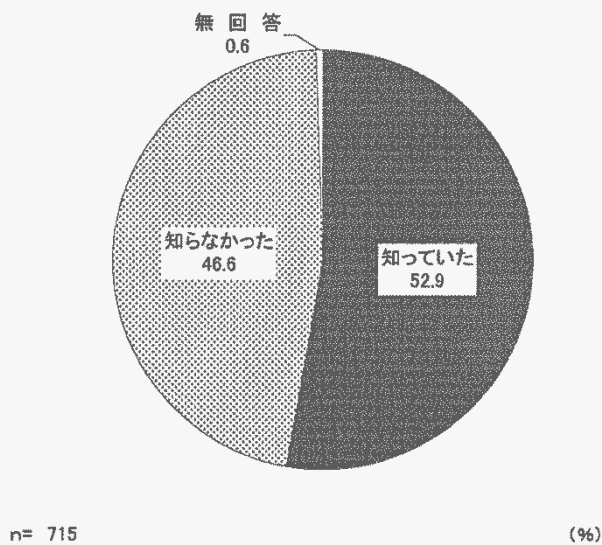


(2) 神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度

◇「知っていた」が5割を超える

問2 神田冠称を実施した場合、それに伴って届出など手続きが必要になるものがあります。このことについて、ご存知でしたか。(〇は1つだけ)

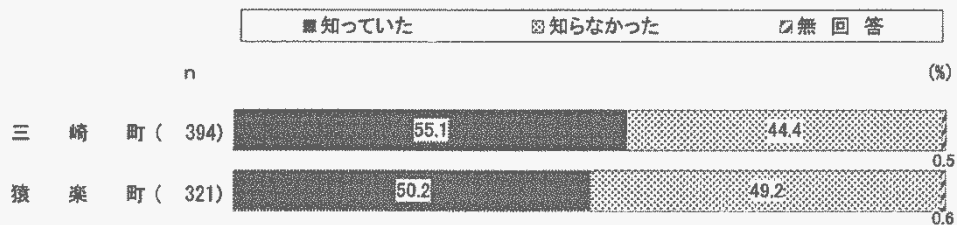
図表1-2-1 神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度



神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きについて、知っていたかを聞いたところ、「知っていた」(52.9%)が5割を超え、「知らなかった」(46.6%)は5割近くとなっている。(図表1-2-1)

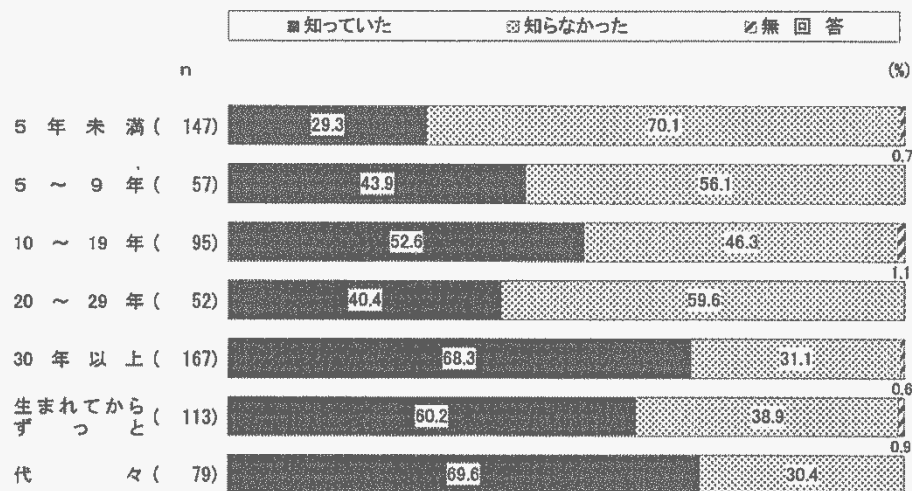
居住地区別でみると、「知っていた」は“三崎町”(55.1%)が“猿楽町”(50.2%)よりも4.9ポイント高くなっている。(図表1-2-2)

図表1-2-2 神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度－居住地区別



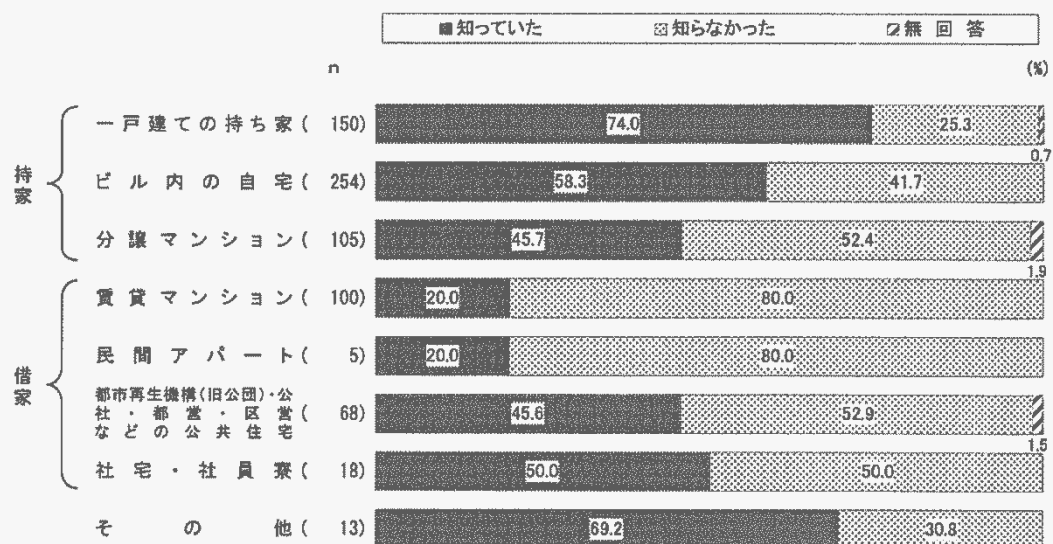
居住年数別でみると、「知っていた」は“代々”（69.6%）で約7割、“30年以上”（68.3%）で7割近くと高くなっている。（図表1-2-3）

図表1-2-3 神田冠称を実施した場合に必要な届け出や手続きの認知度－居住年数別



住居形態別でみると、「知っていた」は“一戸建ての持ち家”（74.0%）で7割半ばと特に高く、“ビル内の自宅”（58.3%）でも6割近くと高くなっている一方、“賃貸マンション”（20.0%）は2割となっている。（図表1-2-4）

図表1-2-4 神田冠称を実施した場合に必要な届け出や手続きの認知度－住居形態別



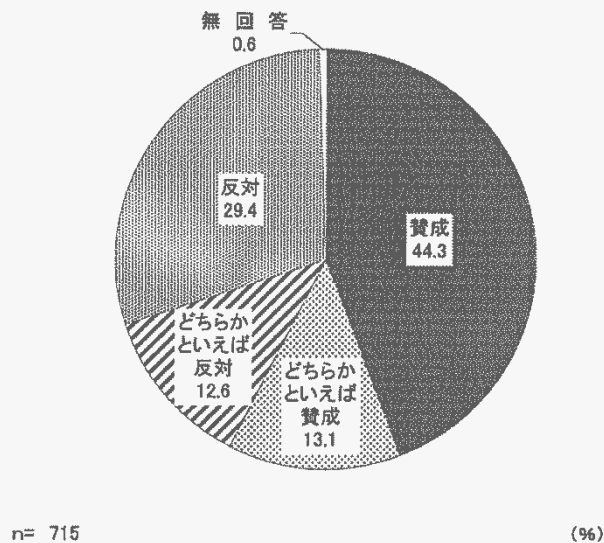
(3) 神田冠称の実施についての意見

◇『賛成』が6割近く

問3 神田冠称が実施される際には、2年程度の猶予期間をおいて実施されることとなりますが、神田冠称の実施について、あなたはどのようなご意見をお持ちですか。

(○は1つだけ)

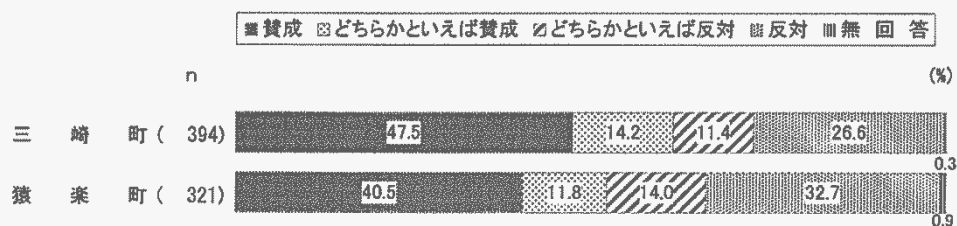
図表1-3-1 神田冠称の実施についての意見



神田冠称の実施についての意見を聞いたところ、「賛成」(44.3%)が4割半ばで、これに「どちらかといえば賛成」(13.1%)を合わせた『賛成』(57.4%)は6割近くとなっている。一方、「反対」(29.4%)が約3割で、これに「どちらかといえば反対」(12.6%)を合わせた『反対』(42.0%)は4割を超えている。(図表1-3-1)

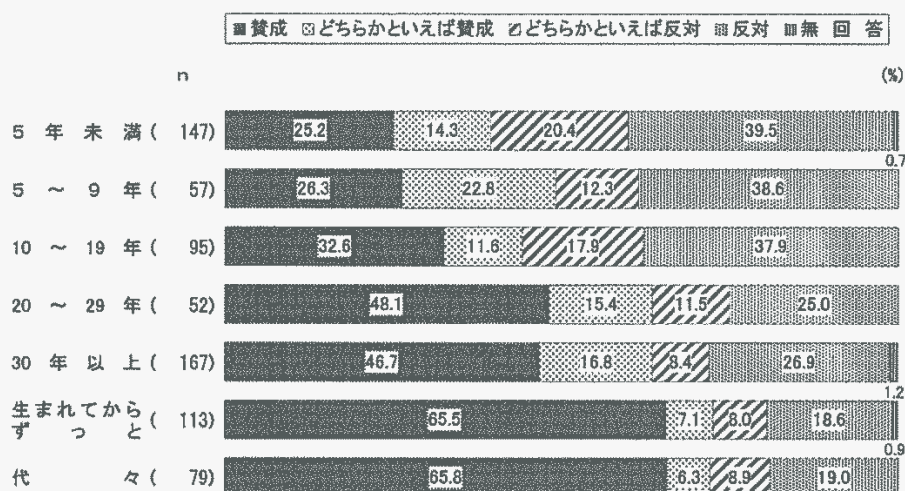
居住地区別でみると、『賛成』は“三崎町”(61.7%)が“猿楽町”(52.3%)よりも9.4ポイント高くなっている。(図表1-3-2)

図表1-3-2 神田冠称の実施についての意見—居住地区別



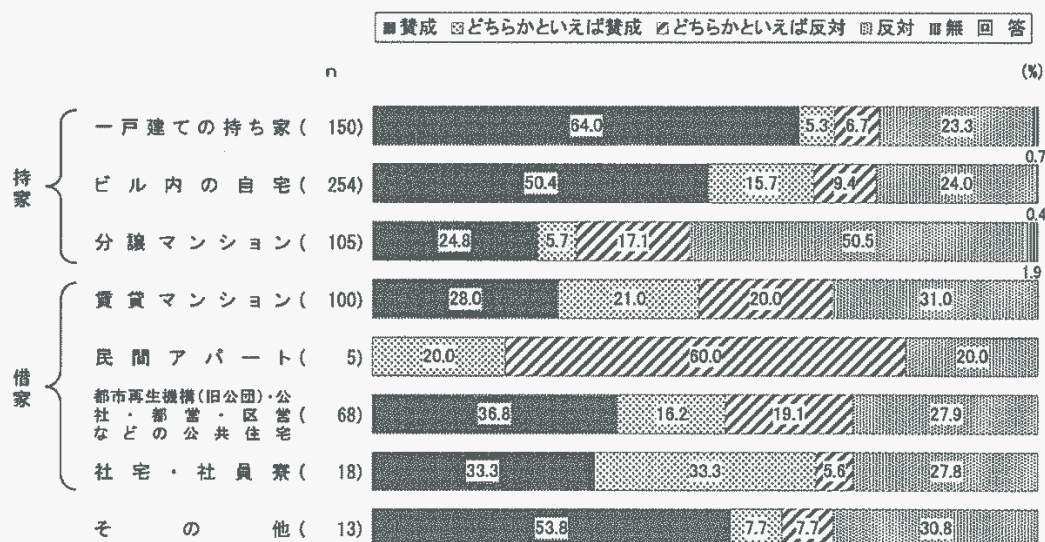
居住年数別でみると、『賛成』は“生まれてからずっと”(72.6%)と“代々”(72.1%)で7割を超えて高く、おおむね居住年数が長いほど高くなっている。一方、『反対』は“5年未満”(59.9%)で約6割、“10～19年”(55.8%)で5割半ばと高くなっている。(図表1-3-3)

図表1-3-3 神田冠称の実施についての意見—居住年数別



住居形態別でみると、『賛成』は“一戸建ての持ち家”(69.3%)で約7割、“社宅・社員寮”(66.6%)と“ビル内の自宅”(66.1%)で6割台と高くなっている。一方、『反対』は“分譲マンション”(67.6%)で7割近くと高くなっている。(図表1-3-4)

図表1-3-4 神田冠称の実施についての意見—住居形態別



Ⅲ 集計表

問 1 神田冠称について、知っていましたか。(○は1つだけ)

上段：件数
下段：%

	全 体	知 っ て い た	知 ら な か っ た	無 回 答
全 体	715 100.0	570 79.7	142 19.9	3 0.4
【地区別】				
三崎町	394 100.0	314 79.7	78 19.8	2 0.5
猿楽町	321 100.0	256 79.8	64 19.9	1 0.3
【居住年数別】				
5年未満	147 100.0	93 63.3	54 36.7	- -
5～9年	57 100.0	39 68.4	18 31.6	- -
10～19年	95 100.0	75 78.9	20 21.1	- -
20～29年	52 100.0	41 78.8	11 21.2	- -
30年以上	167 100.0	150 89.8	15 9.0	2 1.2
生まれてからずっと	113 100.0	97 85.8	16 14.2	- -
代々	79 100.0	72 91.1	6 7.6	1 1.3
【住居形態別】				
一戸建ての持ち家	150 100.0	132 88.0	17 11.3	1 0.7
ビル内の自宅	254 100.0	218 85.8	35 13.8	1 0.4
分譲マンション	105 100.0	83 79.0	22 21.0	- -
賃貸マンション	100 100.0	59 59.0	41 41.0	- -
民間アパート	5 100.0	2 40.0	3 60.0	- -
都市再生機構(旧公団)・公社 ・都営・区営などの公共住宅	68 100.0	51 75.0	16 23.5	1 1.5
社宅・社員寮	18 100.0	12 66.7	6 33.3	- -
その他	13 100.0	11 84.6	2 15.4	- -

問2 神田冠称を実施した場合、それに伴って届け出など手続きが必要になるものがあります。
このことについて、ご存知でしたか。(○は1つだけ)

上段：件数
下段：%

	全 体	知 っ て い た	知 ら な か っ た	無 回 答
全 体	715 100.0	378 52.9	333 46.6	4 0.6
【地区別】				
三崎町	394 100.0	217 55.1	175 44.4	2 0.5
猿楽町	321 100.0	161 50.2	158 49.2	2 0.6
【居住年数別】				
5年未満	147 100.0	43 29.3	103 70.1	1 0.7
5～9年	57 100.0	25 43.9	32 56.1	- -
10～19年	95 100.0	50 52.6	44 46.3	1 1.1
20～29年	52 100.0	21 40.4	31 59.6	- -
30年以上	167 100.0	114 68.3	52 31.1	1 0.6
生まれてからずっと	113 100.0	68 60.2	44 38.9	1 0.9
代々	79 100.0	55 69.6	24 30.4	- -
【住居形態別】				
一戸建ての持ち家	150 100.0	111 74.0	38 25.3	1 0.7
ビル内の自宅	254 100.0	148 58.3	106 41.7	- -
分譲マンション	105 100.0	48 45.7	55 52.4	2 1.9
賃貸マンション	100 100.0	20 20.0	80 80.0	- -
民間アパート	5 100.0	1 20.0	4 80.0	- -
都市再生機構（旧公団）・公社 ・都営・区営などの公共住宅	68 100.0	31 45.6	36 52.9	1 1.5
社宅・社員寮	18 100.0	9 50.0	9 50.0	- -
その他	13 100.0	9 69.2	4 30.8	- -

問3 神田冠称が実施される際には、2年程度の猶予期間をおいて実施されることとなりますが、
神田冠称の実施について、あなたはどのようなご意見をお持ちですか。（○は1つだけ）

上段：件数
下段：%

	全 体	賛 成	ど ち ら か と い え ば 賛 成	ど ち ら か と い え ば 反 対	反 対	無 回 答
全 体	715 100.0	317 44.3	94 13.1	90 12.6	210 29.4	4 0.6
【地区別】						
三崎町	394 100.0	187 47.5	56 14.2	45 11.4	105 26.6	1 0.3
猿楽町	321 100.0	130 40.5	38 11.8	45 14.0	105 32.7	3 0.9
【居住年数別】						
5年未満	147 100.0	37 25.2	21 14.3	30 20.4	58 39.5	1 0.7
5～9年	57 100.0	15 26.3	13 22.8	7 12.3	22 38.6	-
10～19年	95 100.0	31 32.6	11 11.6	17 17.9	36 37.9	-
20～29年	52 100.0	25 48.1	8 15.4	6 11.5	13 25	-
30年以上	167 100.0	78 46.7	28 16.8	14 8.4	45 26.9	2 1.2
生まれてからずっと	113 100.0	74 65.5	8 7.1	9 8.0	21 18.6	1 0.9
代々	79 100.0	52 65.8	5 6.3	7 8.9	15 19	-
【住居形態別】						
一戸建ての持ち家	150 100.0	96 64.0	8 5.3	10 6.7	35 23.3	1 0.7
ビル内の自宅	254 100.0	128 50.4	40 15.7	24 9.4	61 24	1 0.4
分譲マンション	105 100.0	26 24.8	6 5.7	18 17.1	53 50.5	2 1.9
賃貸マンション	100 100.0	28 28.0	21 21.0	20 20.0	31 31	-
民間アパート	5 100.0	-	1 20.0	3 60.0	1 20	-
都市再生機構（旧公団）・公社 ・都営・区営などの公共住宅	68 100.0	25 36.8	11 16.2	13 19.1	19 27.9	-
社宅・社員寮	18 100.0	6 33.3	6 33.3	1 5.6	5 27.8	-
その他	13 100.0	7 53.8	1 7.7	1 7.7	4 30.8	-

6 三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

陳情書

平成25年4月30日

千代田区議会議長
小林 やすお殿

件名

三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

陳情者 千

住所

電話

氏名

猿楽町・三崎町 町名変更反対の会

代表

印(他 523 名)



趣旨

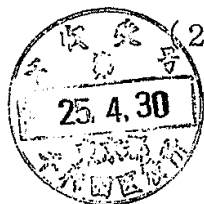
区議会の皆さまにおかれましては、日頃より公平公正な区政運営のためにご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一部住民から三崎町並びに猿楽町の住居表示に神田冠称を復活させる要望が出ていることは既にご案内のことと思います。区はこのことに関し、平成24年2月、三崎町・猿楽町に居住する20歳以上の区民を対象に意向調査を実施しました。

この調査内容及び調査結果には、次のような問題点があります。

(1) 街は自然人だけではなく法人も含めた多様な者によって構成され、活気や賑わいが創出されているにも関わらず、意向調査は在住区民(自然人)だけを対象に実施された。

(2) 意向調査の回収率は、僅か51.9%であり、48.1%の方は回答していない。区は議会で「未回答の方は中間的な意見を持つ



者（ニュートラル）と考えている。」と答弁しているが、回答者は居住年数20年以上の者が57.5%と多数を占める一方、居住年数20年未満の者の神田冠称実施への賛成割合は居住年数20年以上の者と比較し低迷していることを勘案すると、未回答者の中には反対意見を持つ者が相当数いることが推定される。

- (3) 町名（住所）は、そこに暮らし商う自然人や法人にとって、自身を特定する重要な要件であり、万一変更された場合には、様々な影響が生じる。区は「町名変更による区民・事業所への影響」というチラシで、町名変更で一般的に必要な手続きを示し、意向調査の中では「神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度」のみを尋ねているが、町名が変更された場合の経済的負担や社会的影響は甚大であり、より詳細な分析と周知が必要である。

・ よって、我々は三崎町並びに猿樂町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応を求めます。また、万一復活を検討する場合には、より広範で精緻な意向調査を再度実施することを求めます。以上、議会におかれましては我々の思いが実現されますようご助力いただきたくここに陳情いたします。

「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書

石川区長におかれては、日頃より街づくり、区民福祉の充実などにご尽力をいただき、謝意を表するしだいです。

この度、2020年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。誠に喜ばしいことで、あらゆる分野に良い影響がもたらされることが期待されます。

さて、三崎町一丁目町会、三崎町町会、猿楽町町会を含む神保町地区町会連合会は、平成16年11月5日、吉川良昭会長名で「三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田冠称復活に関する要望書」を区長に提出いたしました。(資料1)

これを受けて区は「住居表示検討懇談会」を設置しました。その結果、神田冠称については「実施に向けて取り組むことが望ましい」との中間答申が区長に提出されました。

この間、三崎町町会と猿楽町町会は平成19年6月、町会名に神田を冠する町会名の変更を行いました。

平成19年10月、三町会は町会町名で「町名変更にご理解、ご協力をお願いします～神田冠称の復活について～」という



理解促進のチラシを町会加入、未加入を問わず、住民、企業に配布しました。(資料2) このような流れの中で同年12月「知らなかった」とする方々から「住所変更反対の署名」が区民商工課に提出されました。そのため三町会は平成20年6月、さらにご理解、ご協力をお願いするチラシを配布したところです。(資料3) 以降、三町会役員と反対の方々の話し合いが数回にわたって行われましたが、議論は平行線のまま今日に至っています。

神田冠称に反対の理由は、主に、町名に神田がつくとマンションの資産価値が下がる、下町の印象が嫌だ、経費負担がかかり手続きが煩わしいということです。 私たちにとってこれら反対の意見は残念ですが、行政で解決できる課題でもあると考えます。 この間、区議会においても真摯に議論を頂いていることも伺っています。

「飲みねえ飲みねえ すし食いねえ 江戸っ子だってねえ 神田の生まれよ」浪曲で有名な一節です。 皇居を抱え政治、経済の中心地で「教育と文化のまち千代田」に私たちは誇りを持つと共に、自分たちの住む町に愛着を感じていま

す。 まちは変遷もしておりそれぞれ独自に息づいてもいます。 合理性だけでは片付けられない特色、風土があります。

私たちは、祭事や催し事などを通して先人たちからの意志を引き継ぎ、歴史や伝統を大事にし、まちの活性化に努めています。

また、「神田」は私たちにとって価値あるブランド名ですし、冠称の実現によって、まちに元気が出るものと確信します。 あれから9年、当時の署名活動に携わった方々の中には、鬼籍に入った方々が多くおられます。私たちはもう待ちきれません。

区長におかれましては、神田冠称にかかる条例議案を一刻も早く議会に提案していただきますよう、切にお願い申し上げます。

平成 25 年 10 月 17 日

千代田区長 石川 雅巳 殿

三崎町並びに猿楽町の住居表示における 神田の冠称復活に関する要望書

〈資料1〉

石川区長におかれましては、日頃より区政の発展、区民サービスの向上にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、神保町地区町会連合会12町会のうち、三崎町一丁目町会、三崎町町会、猿楽町町会の3町会地域は、昭和37年に施行された住居表示に関する法律に基づく住居表示によって愛着ある「神田」の名称を失いました。

住居表示は、明治以来使用してきた地番制度にさまざまな問題を生じてきたことから、欧米のハウスナンバー制に準拠した街区方式により、分かりやすい住居表示の制度として導入実施された、と言われています。しかし、利便性や効率性を中心に進められた結果、当町会連合会地域に限らず、区内のいくつかの地域の住所から神田の名称や歴史ある町名が無くなりました。

とりわけ、三崎町地域に関しては新町名が別の町名になることに反対して、三崎町の名称は残りましたが、残念ながら「神田」の名称は返ってきませんでした。

その後、「神田」の冠が無くなったことにより、住民・企業がさまざまな不便、不利益を蒙っていることも事実です。

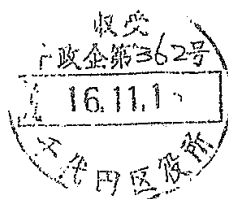
当該町会員は、長年親しんできた神田という名称に人一倍強い愛着を持ち、かねてより神田復活を強く望んでいましたが、昨年江戸開府400年記念事業を機にその思いはさらに募り、この度、神田復活のお願いをいたすことになりました。

旧町名復活には、経費面を中心に住民はもとより、企業、官公署等、社会全般にいくらかの影響を及ぼすものと予想されますが、地域の歴史あるいは文化そのものである神田の復活による住民の矜持、地域の町おこし、地域の活性化、知名度の更なる向上等々、そのメリットには図り知れないものがあります。

つきましては、神保町地区町会連合会の総意をもって3町会地域の町名に「神田」を復活させていただくようお願い申し上げます。

平成16年11月15日

千代田区長 石川雅己殿



神保町地区町会連合会会長

三崎町・猿楽町の住民、事業所の皆さまへ

〈資料2〉

町名変更にご理解、ご協力をお願いします。

～神田冠称の復活について～

千代田区は、昭和37年施行の「住居表示に関する法律」を受け、昭和42年に神田三崎町は三崎町に、昭和44年に神田猿楽町は猿楽町に、それぞれ住居表示による町名変更をおこないました。

当該3町会の区域においては、住居表示により「神田」の名称を失うこととなりましたが、私たち住民は、長年親しんできた「神田」という名称に人一倍強い愛着を持ち続けてきました。その後、江戸開府400年記念事業を契機にその思いがさらに強まり、三崎町町会、同一丁目町会並びに猿楽町町会は、地域の住民や事業所に対し署名活動を行ない、平成16年11月、区と区議会に対し、神保町地区町会連合会会長名で1,099名の署名をもって「三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書」を提出しました。さらに、三崎町町会と猿楽町町会においては、町会名に神田を冠称する町会名の変更をおこないました。

この要望書を受けて、区は、神田冠称を含め住居表示をめぐるさまざまな課題を検討するため、平成18年3月に学識経験者や区民代表、区内企業代表を構成員とする住居表示検討懇談会を設置し、住居表示に関する課題解決に向けて検討を進めてきました。その結果、本年8月に三崎町および猿楽町の神田冠称については、実施に向けて取り組むことが望ましいとの中間答申が住居表示検討懇談会から区長に提出されました。

神田冠称の復活は、地域の歴史や文化を振り返るきっかけとなり、町への愛着や誇りを取り戻すことへとつながります。また、「神田」という価値ある地名を冠することで、三崎町および猿楽町の知名度の向上が期待され、地域のまちおこし、活性化に大いに貢献できるものと思われれます。

この地域にお住まいの方々やここで事業を営まれる皆さまにおかれましては、裏面にあるような負担も生じますが、神田冠称へのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、実施までのスケジュールは、地域住民や企業の合意形成と平行して住居表示審議会への諮問・答申、区議会の議決後、一定の周知期間を設けて実施となる予定です。今後、区では住民や事業所の皆様のご意見をお伺いするため、説明会等の開催を予定しておりますので、その節はぜひご参加ください。

平成19年10月

神田三崎町町会長
三崎町一丁目町会長
神田猿楽町町会長



三崎町・猿樂町の住民、事業所の皆様へ

〈資料3〉

神田冠称復活にご理解、ご協力をお願いします。(第2号)

～三崎町、猿樂町から神田三崎町、神田猿樂町へ～

平素は、町会活動にご支援、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨年10月に町会長名で三崎町ならびに猿樂町の町名に神田を冠する町名変更のチラシを配布させていただき、さまざまな反響がございましたので、その概要をご報告するとともに、改めて神田冠称復活へのご協力をお願い申し上げます。

神田冠称(町名変更)に関する区役所への問合せやご意見などについては、45件あり、半数以上は、実施時期の確認でした。また、神田の冠称によってマンションの資産価値が下がるなどの指摘がありましたが、反対するご意見として、その理由のほとんどは経費負担や手続きの煩わしさというものでした。

わたしたち町会といたしましては、住民・企業の負担をなるべく軽減し、神田冠称復活を進めていきたいと考えております。そこで、神田冠称の復活にあたっては、区役所が決定後、企業が保有している印刷物等の在庫整理に必要な、一定の猶予期間を設けた後に実施してほしいと区役所に要望しており、区役所もこうした要望に理解を示しているところでございます。

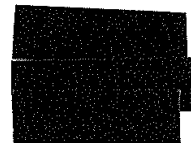
また、神田冠称に伴う住民生活や企業活動における手続きのほとんどは、区役所が自動的に修正したり、区役所から各官公庁への連絡で、処理されることとなっており、煩わしさはほとんどないと思われま

す。今後も神田冠称復活に関する情報提供に努めていくとともに、2年後の実施を目標にご意見をお伺いしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

＜神田冠称の復活＞ 三崎町、猿樂町の地域は、江戸時代に武家地として利用され、明治5年にそれぞれの町名が誕生しました。明治11年に神田区に所属することとなり、このときから神田を冠称することとなりました。昭和22年の神田区と麹町区の合併により、町名を神田三崎町、神田猿樂町と改称しましたが、昭和40年代の住居表示実施により、愛着のある神田という名称を失うこととなりました。以来、約40年が経過しましたが、地域の歴史や文化そのものである神田冠称の復活をこの地の多くの住民が希望しています。

平成20年5月

神田三崎町町会長
三崎町一丁目町会長
神田猿樂町町会長



＜住居表示に関するご意見・問合せ先＞

千代田区区民生活部区民商工課地域振興係

電話 03-5211-4180 (直通)

FAX 03-3264-7989

e-mail kuminshoukou@city.chiyoda.lg.jp

三崎町一丁目町会長

[REDACTED]

神田三崎町会長

[REDACTED]

神田猿楽町会長

[REDACTED]

「神田冠称復活」早期実現を求める要望書に賛同いたします。

神保町一丁目町会長

[REDACTED]

神保町一丁目北部町会長

[REDACTED]

神西町会長

[REDACTED]

北神町会長

[REDACTED]

神保町三丁目町会長

[REDACTED]

西神田町会長

[REDACTED]

西神田三丁目町会長

[REDACTED]

一神町会長

[REDACTED]

駿河台西町会長

[REDACTED]

8 町名変更に関する手続について（主なもの）

(1) 住民票や戸籍等に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	必要書類
1. 戸籍	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
2. 住民票	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
3. 顔写真付き 住民基本台帳カード	○	¥0	—	《必要書類》 ・住民基本台帳カード
4. 顔写真なし 住民基本台帳カード	—	—	—	カードに住所の記載がないため手続き不要。
5. 公的個人認証	—	—	—	軽微な修正に当たるため手続き不要。
6. 印鑑登録証	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
7. 在留カード	○	¥0	—	《必要書類》 ・在留カード ・住居地届出書
8. 特別永住者証明書	○	¥0	—	《必要書類》 ・特別永住者証明書 ・住居地届出書

(2) 障害をお持ちの方に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	必要書類
1. 心身障害者福祉手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
2. 心身障害者医療費助成	—	—	—	区が自動的に修正を行い、新しい医療券を郵送。
3. 東京都重度心身障害者手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
4. 特別障害者手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
5. 難病患者福祉手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
6. 障害児福祉手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
7. 障害者（児）等緊急介護人助成事業	—	—	—	住所変更手続きは不要。
8. 経過的福祉手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
9. 医療費助成に伴う 受給者証	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
10. 自立支援サービス受給者証 （居宅支援、デイサービス、 生活保護、短期入所等）	—	—	—	次回更新時に区が自動的に修正を行う。
11. 自立支援医療券	—	—	—	区が自動的に修正を行い、新しい医療券を郵送。
12. 自立支援医療受給者証 （精神障害者）	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・変更届出書
13. 大気汚染医療費助成制度	○	¥0 （住民票代 は別途）	すみやかに	《必要書類》 ・認定申請書 ・主治医診療報告書 ・住民票 ・健康保険証等の写し ・今まで持っていた医療券
14. 療育手帳 （愛の手帳）	—	—	—	旧住所の記載された手帳を引き続き使用可能。ただし、手帳の書き換えが必要なら手続きが必要。
15. 身体障害者手帳	—	—	—	旧住所の記載された手帳を引き続き使用可能。ただし、手帳の書き換えが必要なら手続きが必要。
16. 精神障害者保健福祉手帳	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・変更届出書

(3) 年金に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	必要書類
1. 国民年金 (一号、二号、三号保険者)	—	—	—	区からの通知に基づき、年金事務所が自動的に修正を行う。
2. 共済年金	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・住所変更届等
3. 厚生年金	—	—	—	区からの通知に基づき、年金事務所が自動的に修正を行う。

(4) 公的保険に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	必要書類
1. 国民健康保険被保険者証 (74歳以下の方に発行)	—	—	—	区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送。
2. 国民健康保険高齢受給者証 (70歳以上74歳以下の方に発行)	—	—	—	区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送(時期未定)。
3. 後期高齢者健康保険受給者証 (75歳以上の方に発行)	—	—	—	区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送。
4. 健康保険証 (協会けんぽ任意継続加入の方)	○	¥0	変更事由発生から5日以内	《必要書類》 ・任意継続被保険者住所変更(訂正)届 ※保険証は各自手書で修正
5. 雇用保険被保険者	—	—	—	現在就労している方については住所の登録がないため手続き不要。
6. 介護保険被保険者証	—	—	—	区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送。
7. 共済組合組合員証	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・住所変更届等

(5) 子どもに関すること

項目	手続の有無	費用	期限	必要書類
1. 児童手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
2. 児童育成手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
3. 児童扶養手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
4. 次世代育成手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
5. 特別児童扶養手当	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
6. こども医療証	—	—	—	区が自動的に修正を行い、更新時期に合わせて新しい医療証を郵送。
7. 高校生等医療証	—	—	—	区が自動的に修正を行い、更新時期に合わせて新しい医療証を郵送。
8. ひとり親医療証	—	—	—	区が自動的に修正を行い、更新時期に合わせて新しい医療証を郵送。
9. 小児慢性疾患医療費助成	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・変更届 ・新住所を確認できる書類
10. 発達障害等の療育経費助成	—	—	—	区が自動的に修正を行う。

(6) 自動車等に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
1. 自動車運転免許証	○	¥0 (住民票代は別途)	すみやかに	《必要書類》 ・新住所を確認できる書類等 ・運転免許証記載事項変更届 ・印鑑
2. 自動車検査証	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。
3. 軽自動車検査証	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。
4. 自動車保管場所証明書	—	—	次回手続き時に同時に変更	今回の町名変更による車検証の更新は必要ないため、車検証の更新に伴い必要となる左記手続きは不要。
5. 原動機付自転車の 標識・交付証明書 (0cc～50cc未満)	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
6. 小型二輪の標識・交付証明 (50cc以上～125CC未満)	—	—	—	区が自動的に修正を行う。

(7) 事業所に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
1. 雇用保険受給資格者	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・新住所を確認できる書類
2. 雇用保険適用事業所 求人事業所	○	¥0 (謄本代は別途)	変更事由発生から10日以内	《必要書類》 ・雇用保険事業主事業所各種変更届 ・登記事項証明書 ・適用事業所台帳
3. 労働者災害補償保険	○	¥0 (謄本代は別途)	変更事由発生から10日以内	《必要書類》 ・労働保険名称所在地変更届 ・許可証の書き換え申請 ・履歴事項全部証明書
4. 商工融資	○	¥0 (謄本代は別途)	—	《必要書類》 金融機関による
5. 宅地建物取引業者免許 宅地建物取引主任者登録	—	—	—	区からの通知に基づき、都が自動的に修正を行う。
6. 食品関係営業許可	○	¥0	変更事由発生から10日以内	《必要書類》 ・食品衛生管理者専任(変更)届 ・営業許可申請事項変更届 ・行商人住所・氏名変更届 ・食品仕入先住所・氏名変更届 ・卵選別包装業者届出事項変更届 ・給食供給者届出事項変更届
7. 食鳥処理関係の許可	○	¥0	変更事由発生から10日以内	《必要書類》 ・食鳥処理事業許可事項変更届
8. ふぐの取扱い関係	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・ふぐ取扱い所認証書書換申請書 ・ふぐ加工製品取扱い届出事項変更届
9. 美容師関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	すみやかに	《必要書類》 ・美容所変更届
10. 理容師関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	すみやかに	《必要書類》 ・理容所変更届

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
11. クリーニング関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	すみやかに	《必要書類》 ・ クリーニング所変更届
12. 興行場関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	すみやかに	《必要書類》 ・ 興行場変更届
13. 公衆浴場関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	変更事由発生から10日以内	《必要書類》 ・ 公衆浴場変更届
14. プール関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	遅滞なく	《必要書類》 ・ プール変更届
15. 旅館業関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	変更事由発生から10日以内	《必要書類》 ・ 旅館業変更届
16. 建築物衛生法関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	変更事由発生から一か月以内	《必要書類》 ・ 特定建築物変更届
17. 水道法関係許認可	○	¥0 (謄本代は別途)	すみやかに	《必要書類》 ・ 簡易専用水道変更届 ・ 専用水道記載事項変更届
18. 診療所許認可 (歯科診療所含む)	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
19. 施術所・歯科技工所等の届出	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
20. 薬局・店舗販売業の許認可	—	—	—	区が自動的に修正を行う。 ※許可証の書き換えは任意
21. 毒物劇物販売業の登録	—	—	—	区が自動的に修正を行う。 ※登録証の書き換えは任意
22. 病院の許認可	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・ 病院開設許可(届け出)事項中一部変更届
23. 風俗営業届出・許可	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。
24. 古物営業届出・許可	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。
25. 質屋営業内容変更・許可	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。
26. 核燃料物質等危険物 運搬警備業務	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。
27. 警備業営業	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。
28. 危険物取扱	—	—	—	区からの通知に基づき、東京消防庁が自動的に修正を行う。
29. 株式上場事業所	○	¥0	すみやかに	各証券取引所のシステム上で住所変更手続きが必要

(8) 不動産登記に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
1. 不動産の所在地変更	—	—	—	区からの通知に基づき、法務局が職権で修正を行う。
2. 不動産の権利に関する登記 ^{※1}	△	¥0 ^{※2}	—	《必要書類》 ・ 変更登記申請書 ・ 住所変更証明書類 ・ 印鑑

(9) 法人登記に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
1. 各種法人の定款変更	—	—	—	法務局における手続きはないが、所管庁への報告や株主総会の開催等が必要になる場合有。
2. 商業登記 ^{※1}	△	¥0 ^{※2}	—	《必要書類》 ・ 会社変更登記申請書 ・ 住所変更証明書類 ・ 印鑑 等

※¹町名変更に伴う住所変更があった場合、変更登記があったとみなされる¹ため基本的に手続きは不要。しかし、記載内容については自動的に変更されるわけではないので、記載の変更を確実に行うためには手続きが必要。

※²神田冠称実施に伴う登記の場合、区の発行する町名変更実施証明書の提示で、登録免許税が免除になる。²³

¹ 参考：不動産登記規則第92条

1 行政区画又はその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登記があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。

2 登記官は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

² 参考：登録免許税法第5条<抜粋>

次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

五 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

³ 参考：登録免許税法施行規則第1条<抜粋>

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号。以下「法」という。）第五条に規定する書類は、次の各号に掲げる登記又は登録の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

二 法第五条第五号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴つて受けるものであることを証する当該変更に係る市町村長又は同号に規定する事業の施行者（国及び法別表第二に掲げる者以外の者にあつては、その者が、当該事業の施行について都道府県知事又は市町村長の認可を受けた者であることを当該都道府県知事又は市町村長の証明により明らかにされたものに限る。）の書類

(10) 学校法人に関すること

ア 私立小学校、中学校、高等学校

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
1. 私立学校の学則	○	¥0	遅滞なく	≪必要書類≫ ・学則変更届 ・新旧比較対照表 ・新旧学則 ・理事会決議録（原本証明可）
2. 学校法人の寄附行為	○	¥0 （謄本代は別途）	遅滞なく	≪必要書類≫ ・学校法人等寄附行為変更届出書 ・新旧比較対照表 ・理事会決議録 ・評議員会決議録 ・寄附行為全文 ・変更後の登記簿謄本

イ 大学、高等専門学校、大学を設置する各学校設置会社等

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
1. 私立学校の学則	○	¥0	変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで	≪必要書類≫ ・変更届（様式2） ・変更の事由及び時期等を記載した書類（様式3） ・校地校舎等の図面
2. 学校法人の寄附行為	○	¥0 （謄本代は別途）	遅滞なく	≪必要書類≫ ・学校法人等寄附行為変更届出書 ・寄附行為変更の条項及びその事由を記載した書類並びに新旧対照表 ・寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類 ・変更後の寄附行為 ・事務担当者連絡票 ・登記事項変更登記完了届 ・登記事項証明書

(11) NPO法人に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
特定非営利活動法人の定款 1. （主たる事務所、従たる事務所、代表者の住所）	○	¥0	すみやかに	≪必要書類≫ ・住所変更届 （定型様式無し、代表者印要） ・区の発行する町名変更証明書

(12) 宗教法人に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
宗教法人の登記事項変更 1. （主たる事務所、従たる事務所、代表者の住所）	○	¥0 （謄本代は別途）	登記完了後遅滞なく	≪必要書類≫ ・登記事項変更届 ・履歴事項全部証明

(13) 政治団体に関すること

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
政治団体の異動届 1. (主たる事務所、代表者・会計責任者・会計責任者の事務代行者の住所)	○	¥0	異動事由が発生から7日以内	《必要書類》 ・届出事項の異動届
資金管理団体の異動届 2. (主たる事務所、代表者の住所)	○	¥0	異動事由が発生から7日以内	《必要書類》 ・資金管理団体届出事項の異動届

(14) その他（主な手続き）

項目	手続の有無	費用	期限	手続内容
1. パスポート	—	—	—	手続きは不要だが、パスポートの裏表紙の「所持人記入欄」に住所を記入している方は、該当箇所を2本線で抹消し、余白に新しい住所をご自身で書き込むことが必要。
2. 郵便物の配達	—	—	—	区から情報提供を行う。
3. 東京電力との契約	—	—	—	区からの通知に基づき、東京電力が自動的に修正を行う。
4. 東京ガスとの契約	—	—	—	区からの通知に基づき、東京ガスが自動的に修正を行う。
5. プロパンガス	○	※ ³	すみやかに	《必要書類》 プロパンガス会社による
6. 水道	—	—	—	区からの通知に基づき、都が自動的に修正を行う。
7. NTT電話加入契約 電話帳記載住所	—	—	—	区からの通知に基づき、NTT東日本が自動的に修正を行う。
8. 固定電話契約(NTT以外) 各種携帯電話契約	○	※ ³	すみやかに	《必要書類》 電話会社による
9. インターネットプロバイダ等	○	※ ³	すみやかに	《必要書類》 インターネットプロバイダ会社による
10. 銀行口座等	○	※ ³	すみやかに	《必要書類》 金融機関による
11. 保険各種 (生命・火災等)	○	※ ³	すみやかに	《必要書類》 保険会社による
12. クレジットカード	○	※ ³	すみやかに	《必要書類》 カード会社による
13. 飼い犬の鑑札	—	—	—	区が自動的に修正を行う。
14. 銃刀の所持	—	—	次回手続き時に同時に変更	行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。

※³ 各関係機関に個別の問い合わせが必要

9 関連法令

(1) 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日制定）抜粋

（委員会・委員の設置）

第三十八條の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（市町村内の町又は字の区域）

第二百六十條 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(2) 住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日制定）

（目的）

第一條 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（住居表示の原則）

第二條 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

（住居表示の実施手続）

第三條 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国又は都道府県の指導等)

第十条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第五条の二及び第八条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(政令への委任)

第十三条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(3) 千代田区住居表示審議会条例（昭和 37 年 12 月 4 日制定）

（設置）

第一条 千代田区内における住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づく制度の実施について、必要な事項を審議するため、区長の附属機関として、千代田区住居表示審議会（以下「審議会」という。）をおく。

（組織）

第二条 審議会は、次に掲げるもののうちから、区長が委嘱する委員 20 名以内をもつて組織する。

- （1） 区議会議員 3 名以内
- （2） 区行政委員 2 名以内
- （3） 公共的団体等の役員 11 名以内
- （4） 関係行政機関の職員 4 名以内

2 前項の委員のほか、区長は、必要があると認めるときは、臨時に委員を委嘱する。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に会長及び副会長各 1 名をおき、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第六条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

(4) 千代田区住居表示審議会条例施行規則（昭和 38 年 1 月 21 日制定）

（目的）

第 1 条 この規則は、千代田区住居表示審議会条例（昭和 37 年 12 月千代田区条例第 20 号。以下「条例」という。）に基づき、千代田区住居表示審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の委員の委嘱を次のとおり定める。

- （1） 区議会議員の委員は、区議会議長の推薦による議員 3 名とする。
- （2） 区行政委員の委員は、教育委員長及び選挙管理委員長とする。
- （3） 公共的団体等の役員の委員は、区内所在の連合町会長、商店街連合会長及び婦人団体協議会代表並びに区内所在の郵政事業株式会社支店長の代表とする。
- （4） 関係行政機関の職員の委員は、副区長並びに区内所在の警察署長及び消防署長の代表とする。

（審議会）

第 3 条 審議会は、必要に応じ随時開催する。

（事務機構）

第 4 条 審議会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、区の職員の中から区長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐し、書記は、審議会の庶務に従事する。